

注) 下記は行政書士に依頼する場合の必要書類です。実際には申請書や図面も必要になります。

■ 飲食店営業許可申請における必要書類

- ① 営業者の住民票の写し（本籍地記載のもの・個人番号は未記載のもの）
※ 外国籍の方も必要
- ② 店舗の賃貸借契約書のコピー
- ③ 食品衛生責任者の手帳もしくは調理師免許証
- ④ 店舗の水質検査成績書のコピー ※大家さんより取得
- ⑤ 店舗の簡易的な図面（不動産の募集図面でも可）

【法人の場合は上記に加え、下記追加】

- ⑥ 履歴事項全部証明書

■ 特定遊興飲食店営業許可申請における必要書類

- ① 営業者の住民票の写し（本籍地記載のもの・個人番号は未記載のもの）
※ 外国籍の方も必要
- ② 営業者の身分証明書（本籍地の市区町村発行のもの）※注）運転免許証のことではありません
※ 外国籍の場合、在留カードの写し（表・裏）
- ③ 使用承諾書（転貸の場合、使用承諾証明書も必要）※大家さんより取得
- ④ 建物の登記簿謄本（登記事項証明書）
- ⑤ メニュー表（料金表）
- ⑥ 管理者の写真2枚（3cm×2.4cm）
- ⑦ 誓約書（申請者・管理者）
- ⑧ 飲食店の営業許可書の写し

【法人の場合は上記に加え、下記追加】

- ⑨ 履歴事項全部証明書
- ⑩ 定款の写し
- ⑪ 役員全員の住民票の写し（本籍地記載のもの・マイナンバーは未記載のもの）
- ⑫ 役員全員の身分証明書（本籍地の市区町村発行のもの）

■ 決めておいてほしい事項

- ① 店名
 - ② 食品衛生責任者
 - ③ 特定遊興飲食店営業の管理者
 - ④ お店の固定電話番号
 - ⑤ カラオケ・スピーカー・モニターの設置場所
- ※ なお、管理者は他の店舗と兼ねることはできません。法人の役員との兼任は可能。